アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	14, 200円	17,800円	21, 400円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	142, 000円	178, 000円	214, 000円

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

別表 (第10条、第13条関係)

- 1 2 略
- 3 栃木県グリーンスタジアム使用料
 - (1) 略
 - (2) 会議室
- 利用 午前9時 午後1時 午後5時 時間 から午後 から午後 から午後 施設 1時まで 5時まで 9時まで 区分 大会議室 1,780円 1,780円 1,780円 小会議室 980円 980円 980円 会議室1 880円 880円 880円 会議室2 880円 880円 880円 880円 会議室3 880円 880円 会議室4 1,720円 1,720円 1,720円 会議室5 880円 880円 880円 会議室6 880円 880円 880円 会議室7 880円 880円 880円

(3) 略

備考 略

- 4 栃木県立県南体育館の利用料金の基準 額
 - (1) 運動施設

別表 (第10条、第13条関係)

- 1 2 略
- 3 栃木県グリーンスタジアム使用料
 - (1) 略
 - (2) 会議室

利用時間施設区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
大会議室	1,750円	1,750円	1,750円
小会議室	<u>970円</u>	<u>970円</u>	<u>970円</u>
会議室1	<u>870円</u>	<u>870円</u>	870円
会議室2	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>
会議室3	<u>870円</u>	<u>870円</u>	870円
会議室4	1,690円	1,690円	1,690円
会議室5	<u>870円</u>	<u>870円</u>	<u>870円</u>
会議室6	870円	870円	870円
会議室7	870円	<u>870円</u>	870円

(3) 略

備考 略

- 4 栃木県立県南体育館の利用料金の基準 額
 - (1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリー ナ、柔道場及び剣道場

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以 下 (1人 1回に つき)	220円	220円	220円
略			

(イ) トレーニング室

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以 下 (1人 1回に つき)	270円	270円	270円
略			

イ 略

(2) • (3) 略

備考 略

5~7 略

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリー ナ、柔道場及び剣道場

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以 下 (1人 1回に つき)	210円	210円	210円
略			

(イ) トレーニング室

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後 5 時 から午後 9 時まで
高校生等 以 下 (1人 1回に つき)	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>
略			

イ 略

(2) • (3) 略

備考 略

5~7 略

アメインアリーナの表を次のように改める。別表4栃木県立県南体育館の利用料金の基準額の部団運動施設の款イ専用利用の場合の項

(ア) メインアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュア	入場料を徴収	7,630円	11, 300円	15, 100円

スポーツに	しない場合			
利用する場合	入場料を徴収する場合	38, 000円	57, 200円	76, 300円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	45, 700円	68, 600円	91,600円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	228, 000円	342, 000円	457, 000円

(パサブアリーナの表を次のように改める。 別表4栃木県立県南体首館の利用料金の基準額の部団運動施設の款イ専用利用の場合の項

(イ) サブアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュア スポーツに	入場料を徴収しない場合	3,800円	5, 720円	7, 630円
利用する場合	入場料を徴収する場合	19,000円	28, 400円	38, 000円
アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	22, 800円	34, 200円	45, 700円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	113,000円	170,000円	228, 000円

別表4栃木県立県南体育館の利用料金の基準額の部凹研修室の款を次のように改める。

(2) 研修室

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
全 部	の 利 用	4,710円	7,070円	7,070円
一部の	2/3の利用	3, 130円	4,710円	4,710円
利用	1/3の利用	1,550円	2, 350円	2, 350円

改 正 後

改 正 消

別表 (第10条、第13条関係)

$1 \sim 4$ 略

- 5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準 額
 - (1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリー ナ及び武道場

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
高校生等 以 下 (1人 1回に つき)	220円	220円	220円
略			

(イ) トレーニング室

利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後 5 時 から午後 9 時まで
高校生等 以 下 (1 人 1 回 た つき)	<u>270円</u>	<u>270円</u>	<u>270円</u>
略			

略

イ略

(2) • (3) 略

備考 略

6 · 7 略

別表 (第10条、第13条関係)

 $1 \sim 4$ 略

5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準 額

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリー ナ及び武道場

1回に	利用時間利用者	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
	以 下 (1人	210円	210円	210円

(イ) トレーニング室

利用時間利用者	午前9時	午後1時	午後 5 時
	から午後	から午後	から午後
	1時まで	5時まで	9 時まで
高校生等 以 下 (1人 1回た つき)	<u>260円</u>	<u>260円</u>	260円

四女

イ 略

(2) • (3) 略

備考 略

6 · 7 略

を汝のように改める。別表ら栃木県立県北体育館の利用料金の基準額の部川運動施設の款イ専用利用の場合の項

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに	入場料を徴収しない場合	7,630円	11, 300円	15, 100円
利用する場合	入場料を徴収する場合	38,000円	57, 200円	76, 300円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	45, 700円	68, 600円	91,600円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	228, 000円	342, 000円	457, 000円

(イ) サブアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに	入場料を徴収しない場合	3,800円	5, 720円	7,630円
利用する場合	入場料を徴収する場合	19,000円	28, 400円	38,000円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	22, 800円	34, 200円	45, 700円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	113,000円	170, 000円	228, 000円

(ウ) 武道場

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに	入場料を徴収 しない場合	5, 720円	8,640円	11,300円

全部の	利用する場合	入場料を徴収する場合	28, 400円	43, 100円	57, 200円
の利用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	34, 200円	51,800円	68,600円
	以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	170,000円	258, 000円	342,000円
	アマチュア スポーツに	入場料を徴収 しない場合	3, 800円	5, 720円	7, 630円
1 / 2	利用する場合	入場料を徴収する場合	19,000円	28, 400円	38,000円
の利用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	22, 800円	34, 200円	45, 700円
	以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	113,000円	170, 000円	228, 000円

正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

別表 (第10条、第13条関係)

 $1 \sim 4$ 略

5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準 額

改 正 後

- (1) 略
- (2) 研修室

利用 時間 施設 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
研修室A	2,110円	3, 130円	3, 130円
研修室B	2,570円	3,920円	3,920円

(3) 略 備考 略

改 正 前

別表 (第10条、第13条関係)

 $1 \sim 4$ 略

- 5 栃木県立県北体育館の利用料金の基準 額
 - (1) 略
 - (2) 研修室

利用時間施設区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後 5 時 から午後 9 時まで
研修室A	2,080円	3,080円	3,080円
研修室B	2,530円	3,850円	3,850円

(3) 略 備考 略

- 6 栃木県立温水プール館の利用料金の基 準額
 - (1) プール

ア 普通利用の場合

利用時間利用者	午前 9 時 から午後 9 時まで
高校生等以下 (1人1回 につき)	310円
そ の 他 の 者 (1 人 1 回 に っ き)	620円

イ 専用利用の場合

区	分	午前9時かまで(1時	ら午後 9 時 間につき)
		全コース	1 コース
50メートル	入場料を 徴収しな い場合	20,800円	4, 180円
プール	略	略	
25メートル	入場料を 徴収しな い場合	10, 300円	2,080円
プール	略	略	

(2) 会議室

利用時間利用区分	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
全部の利用	2, 080円
3 / 4 の利用	1,560円

- 6 栃木県立温水プール館の利用料金の基 準額
 - (1) プール

ア 普通利用の場合

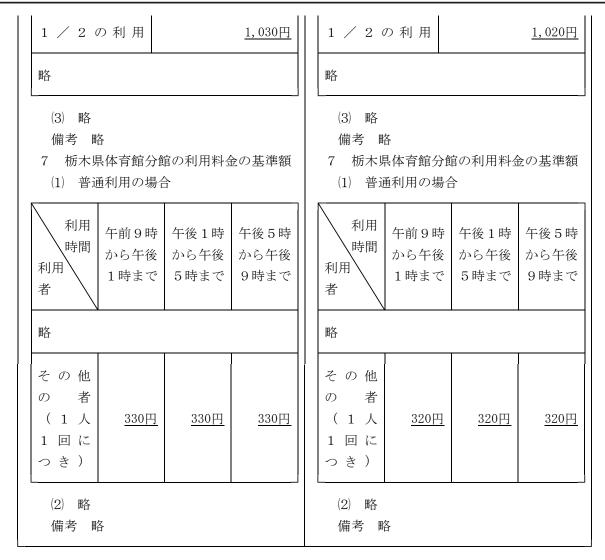
利用時間利用者	前後		かま	らで
高校生等以下 (1人1回 につき)			300	0円
そ の 他 の 者 (1 人 1 回 に っ き)			610	0円

イ 専用利用の場合

区	分	午前9時から午後9時 まで(1時間につき)		
		全コース	1 コース	
50メートル	入場料を 徴収しな い場合	20,500円	4,110円	
プール	略	略		
25メートル	入場料を 徴収しな い場合	10, 200円	2,050円	
プール	略	略		

(2) 会議室

利用時間利用区分	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
全部の利用	<u>2, 050円</u>
3 / 4 の利用	1,540円



る。別表了栃木県体育館分館の利用料金の基準額の部図専用利用の場合の款を次のように改め

(2) 専用利用の場合

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに	入場料を徴収しない場合	2,000円	2, 910円	4, 030円
利用する場合	入場料を徴収する場合	11,000円	15, 800円	22, 500円
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	11,900円	17, 500円	23, 800円
以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	66, 400円	97, 400円	132, 000円

(とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。第二十大条 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第四十号)

別表1施設の利用料金の基準額の項の表を次のように改める。

施設区分)	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで		
	1 (0 1	1,330円	1,780円	1,330円		
	2 (0 1	2,680円	3, 580円	2,680円		
研	2 () 2	1,330円	1,780円	1,330円		
	2 () 3	1,670円	2, 230円	1,670円		
修	2.0.1	A	2,680円	3, 580円	2,680円		
11岁	3 0 1	В	2,680円	3, 580円	2,680円		
	2.0.0	A	2,680円	3, 580円	2,680円		
室	3 0 2	В	1,670円	2, 230円	1,670円		
3 () 3	1,670円	2, 230円	1,670円		
	3 (0 4	3,700円	4, 930円	3,700円		
会	議	室	3, 360円	4, 480円	3, 360円		
О	A 研	修 室	2,680円	3, 580円	2,680円		
パフ	・ォーマンス	スタジオ	4, 360円	5, 830円	4,360円		
Ψn	⊹	1	1,330円	1,780円	1,330円		
和	室	2	1,330円	1,780円	1,330円		
ライフアトリエ 調理		調理	1,670円	2, 230円	1,670円		
コ	コーナー 手工芸		1,670円	2, 230円	1,670円		
ホ	_	ル	15,600円	20,900円	15,600円		
調	理実	習室	3,700円	4,930円	3,700円		

別表備考」を炊のように改める。

1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき5,220円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正)

を汝のように改正する。第二十七条 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例(平成八年栃木県条例第三号)の一部

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

			段	빔	溆						投	빔	海		
5	別表(第6条関係)					5	削表()	第6条	関係)						
	区	分	単	位	基	準	額		区	分	単	位	基	準	額
	略								略						
	普通目	自動車	1 台	计回			320円		普通目	自動車	1台	1回			310円
	大型	バス	1台	计回		<u>2,</u>	230円		大型	バス	1台	1回		<u>2,</u>	190円
	備考	略							備考	略			•		

(とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第二十九号)の一部を吹のように改正する。第二十九条 とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例(平成八年栃木県条例

改 圧		
3・4 略 五百円とする。 2 前項の授業料の基準額は、年額一万八千第九条の二 略 (大学校の授業料)		
別表 (第6条関係) 1 とちぎ生きがいづくりセンター		
施 設 区 分 使 用 料 (1時間につき)		

講	堂	3,970円
	A	930円
	В	930円
教室	С	1,030円
教 重	略	略
	Е	1,870円
	F	830円
略		
和	室	<u>730円</u>
多目的ホ	ール	1,670円
テニスコート	1面	260円

2 とちぎ生きがいづくりセンター県南支 所

施	設区	分	使 用 料 (1時間につき)			
		略	略			
	室	В	930円			
±4+			С	310円		
教		D	580円			
						略
		F	690円			
演	習室		930円			
略						
屋	外運動	助 場	260円			

講	堂	3,900円
	A	920円
	В	920円
教 室	С	1,020円
· 教 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	略	略
	Е	<u>1,840円</u>
	F	820円
略		
和	室	<u>720円</u>
多目的ホ	ール	1,640円
テニスコート	1面	250円

2 とちぎ生きがいづくりセンター県南支 所

	施設区	分	使 用 料 (1時間につき)
		略	略
-]		В	920円
-	教室	С	300円
-	教室	D	570円
		略	略
-		F	680円
-	演 習	室	920円
	略		
- - -	屋外運動	場 場	250円

講堂兼体育館

1,460円 | 講 堂 兼 体 育 館

1,440円

3 とちぎ生きがいづくりセンター県北支 所

施	設 区	分	使 用 料 (1時間につき)								
		A	730円								
	教室			-4-						В	310円
±/+					С	310円					
教		略	略								
		Е	590円								
		略	略								
演	習	室	310円								
略											
多目	的ホ	ール	1,350円								

3 とちぎ生きがいづくりセンター県北支 所

施	設 区	分	使 用 料 (1 時間につき)
		A	<u>720円</u>
		В	300円
+1.	室	С	300円
教	主	略	略
		Е	580円
		略	略
演	習	室	300円
略			
多目	的ホ	ール	1,330円

(とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例の一部改正)

一部を吹のように改正する。第二十九条 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例(平成八年栃木県条例第三十号)の

改 正 後					改 正 這							
另	別表第1 (第3条、第14条関係)				5	別表第1(第3条、第14条関係)						
	施 設 利用区分 基 準 額 (1人1回につき)				施 設 利用区分 基 準 額 (1人1回につき							
			略	略					略	略		
		利用時間 が 2 時間 ま で の 場 合	4歳 以上 16歳	260円				利用時間 が 2 時間 ま で の 場 合	4歳 以上 16歳	250円		

プール、 トレーニ ング室及 びランニ		未満 の者 16歳 以上	510円に2時 間を超える利 用時間1時間
ングデッキ	利用時間 が2時間を超える 合	4	まで 260円 と加算 した額 260円 に260円 間を超える時間 用時間でごか期間 まで加算 した額

→° 1		未満の者	
プール、 トレーニ ング室及 びランニ ングデッ キ	利用時間 が2時間	16歳 以上 の者	510円に2時 間を超える利 用時間1時間 までごとに <u>250円</u> を加算 した額
	を超える 場 合	4 以 16 歳 上 歳 満 者	250円 間を超える利 用時間1時間 までごとに 120円を加算 した額

別表第2 (第4条、第14条関係)

1 施設の利用料金の基準額

施設	区分	基 準 額 (1時間につき)
·	ビ ク ス ジ オ	830円
	全 面	2,930円
多目的運	1/2面	1,460円
動フロア	1/3面	980円
	略	略
大 会	議室	1,670円
小 会	議室	930円
	全 面	1, 150円
多目的	2/3面	760円
フロアA	1/2面	
-		760円

別表第2 (第4条、第14条関係)

1 施設の利用料金の基準額

施設	区分	基 準 額 (1時間につき)			
	ビ ク ス ジ オ	820円			
	全 面	2,880円			
多目的運	1/2面	<u>1,440円</u>			
動フロア	1/3面	970円			
	略	略			
大 会	議室	1,640円			
小 会	議室	920円			
	全 面	1,130円			
多目的	2/3面	750円			
フロアA	1/2面	560円			

	略	略				略	略
略			i	略			
2 略 備考 略					略 略		
別表第3(第14条関係)		5	引表第	3 (多	第14条関係)	
区分	基準額	(1人1回につき)		区	分	基準額	(1人1回につき)
略				略			
講座		1,030円		講	座		1,020円
体力測定		1,030円		体力	測定		1,020円
	I						

(栃木県県営住宅条例の一部改正)

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改第三十条 栃木県県営住宅条例(平成九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

松 旧 匆	改
(駐車場の使用)	(駐車場の使用)
 	黑二十日条 磊
2 前項の許可を受けた者は、規則で定める	2 前項の許可を受けた者は、規則で定める
ところにより、月額 <u>五千二百三十円</u> を限度	ところにより、月額 <u>五千百四十円</u> を限度
として知事が別に定める使用料を納付しな	として知事が別に定める使用料を納付しな
ナゼばなつない。	ければならない。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

例第三十一号)の一部を次のように改正する。第三十一条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条

改 正 後	改 正 前
別表第一(第二条、第三条関係)	別表第一(第二条、第三条関係)
〜川十代の 隆	~川十代の 盛
三十七 建築基準法(昭和二十 略	三十七 建築基準法(昭和二十 略

(-)(二) 法第大条第一項 務のう(1) 略 施行のための決に掲げるもの 「政令」という。) 及び法の 十八号。以下この頃において (昭和二十五年政令第三百三 の頃において「法」とい の頃において「法」とい
五 法第十八条第二項四 略 による確認の申請の受理等の規定
四号(大)、注第四十四条第一項第六~十)略(定による通知の受理等)の規

(一・二) 路 務のうち、次に掲げるもの 施行のための規則に基づく事「政令」という。) 及び法の 十八号。以下この頃において (昭和二十五年政令第三百三 う。) 、建築基準法施行令 五年法律第二百一号。以下こ

による確認の申請の受理等する場合を含む。)の規定項及び第二項において準用の二並びに第八十八条第一十七条第一項、第八十七条

定による通知の受理等用する場合を含む。)の規一項及び第二項において準条の二並びに第八十八条第八十七条第一項、第八十七条第一項、第八十七

七~十 密 十一 法第四十四条第一項第 四号、第四十七条ただし 書、第四十八条第一項ただ し書、第二項ただし書、第 三項ただし書、第四項ただ し書、第五項ただし書、第 大項ただし書、第七項ただ し書、第八項ただし書、第 九項ただし書、第十項ただ し書、第十一項ただし書、 第十二頃ただし書、第十三 項ただし書及び第十四項た だし書(法第八十七条第二 項及び第三項並びに第八十 人条第二項において準用す る場合を含む。)、第五十 一条ただし書(法第八十七 条第二項及び第三項並びに 第八十八条第二項において 準用する場合を含む。)、

項及び第十四項、第五十三第五十二条第十項、第十一

----の規定による許可 の申請の受理等 十二 法第四十七条ただし書 の規定による許可の申請の **NEW** 十三 法第四十八条第一項だ だし書の規定による許可の 申請の受理等 十四 法第四十八条第二項之 だし書の規定による許可の 申請の受理等 十五 法第四十八条第三項之 だし書の規定による許可の 申請の受理等 だし書の規定による許可の 申請の受理等 十七 法第四十八条第五項之 だし書の規定による許可の 申請の受理等 十八 法第四十八条第六項と だし書の規定による許可の 申請の受理等 十九 法第四十八条第七項と だし書の規定による許可の 申請の受理等 二十 法第四十八条第八項だ だし書の規定による許可の 申請の受理等 ただし書の規定による許可 の申請の受理等 ただし書の規定による許可 の申請の受理等 頃ただし書の規定による許 可の申請の受理等 項ただし書の規定による許 可の申請の受理等 二十五 法第四十八条第十三 項ただし書の規定による許一

の申請の受理等び第四号の規定による許可十三条の二第一項第三号及条第五項第三号並びに第五

「の申請の受理等					
<u>〔二十六</u>					
頃ただし書の規定による許					
「の申請の受理等					
<u>〔二十七</u>					
書の規定による許可の申請					
<u> </u>					
<u>〔1十八</u> 按第五十二条第十屆					
の規定による許可の申請の					
<u> </u>					
<u>〔1+4</u> 按第五十二条第十一					
項の規定による許可の申請					
の収単準					
三十 法第五十二条第十四項					
の規定による許可の申請の					
的翻雜					
の規定による許可の申請の					
<u> </u>					
三十二 法第五十二条第五項					
の規定による許可の申請の					
水 型 独					
三十三 法第五十三条第六項					
第三号の規定による許可の					
申請の受理等					
三十四 法第五十三条の二第					
一一一一一一一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一 一 一 一					
三十五 法第五十三条の二第					
一項第四号の規定による許					
同の申請の受理等					
川十代~八十		+11 ~11+4	2		
<u> </u>					
において準用する法第六条					
第一項の規定による確認の					
申請の受理等					
大十二 法第八十七条第一項					
において準用する法第十八					
N N N N N N N N N N					
において準用する法第四十六十三、法第八十七条第二項					
大条第一項ただし書の規定 によって準月する没第四十					
による許可の申請の受理等し、分別、可だだし書の規定					
大十四 法第八十七条第二項					
	11			ı	Į.

一	(2019) 平 3 月 13日	小唯口	加力	/	乐	公	羊 区		万外 界 5 7	J (109)
	において準用する	11 FE (14 14.]		11	Ī				
	大条第二項ただし はおいて近月できる									
	による許可の申請 ノ多第二項だだし									
	大十五 法第八十七									
	において準用する 「十円」									
	大条第三項ただしばおりて はおいて 準月する									
	による許可の申請 ノ多第三式がない									
	<u> </u>									
	において準用する 「プリージーを第ノーナー									
	大条第四項ただしばおりて はおいて 近月できる									
	による許可の申請しまされた。									
	<u> </u>									
	において準用する トナー ジダノナナ									
	大条第五項ただしはおいて いまいてき									
	による許可の申請									
	<u> </u>									
	において準用する									
	八条第六項ただしいおりてきる									
	による許可の申請									
	<u> </u>									
	において準用する トーサー ジタノーナー									
	大条第七項ただし はおいて近月できる									
	による許可の申請									
	<u> </u>									
	おいて準用する法									
	条第八項ただし書									
	よる許可の申請の									
	<u> </u>									
	において準用する									
	八条第九項ただしいぶり、資力で									
	による許可の申請									
	<u> </u>									
	において準用する									
	人条第十項ただし									
	による許可の申請									
	<u> </u>									
	において準用する									
	人条第十一項ただ									
	定による許可の申									
	<u></u>									
	<u>↑+</u> 国	<u> </u>							,	
	において準用する									
	人条第十二項ただ									
	定による許可の申								,	
	<u></u> 辦								,	
	<u> </u>	条第二項								
''			ı		1 1	1		ļ	1.1	

において準用する法第四十			
人条第十三項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
<u>₩</u>			
<u>↑+√</u>			
において準用する法第四十			
八条第十四項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
神			
七十七			
において準用する法第五十			
一条ただし書の規定による			
許可の申請の受理等			
七十八 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十			
人条第一項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
七十九 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十			
人条第二項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
八十 法第八十七条第三項に			
おいて準用する法第四十八			
条第三項ただし書の規定に			
よる許可の申請の受理等			
八十一			
において準用する法第四十			
大条第四項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
において準用する法第四十八十二、法第八十七条第三項			
大条第五項ただし書の規定において準用する没第四十			
による許可の申請の受理等人会第五項だだし書の表点			
八十三 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十が参フィーを終これ			
大条第六項ただし書の規定 はおいっぱり ジョン ジョン			
による許可の申請の受理等			
八十四			
において準用する法第四十			
人条第七項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
八十五 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十			
人条第八項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
	·	·	

			1 11 1
八十六			
において準用する法第四十			
八条第九項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
八十七 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十			
八条第十項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
八十八 法第八十七条第三項			
において準用する法第四十			
大条第十一項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
新			
八十九 法第八十七条第三項			
において準用する法策四十			
八条第十二項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
<u>辦</u>			
九十 法第八十七条第三項に			
おいて準用する法第四十八			
条第十三項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
<u>₹+↑</u>			
において等用するが終めるがあるがあるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる<!--</td--><td></td><td></td><td></td>			
人条第十四項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
<u> </u>			
九十二 按第八十七条第三項			
において準用する法第五十			
一条ただし書の規定による			
許可の申請の受理等			
九十三 法第八十七条の二第			
一項の規定による認定の申			
龍の受理等			
九十回 法第八十七条の二第			
二項において準用する法第			
八十六条の八第三項の規定			
による認定の申請の受理等			
九十五 法第八十七条の三第			
三項の規定による許可の申			
龍の受理等			
九十六 法第八十七条の三第			
五項の規定による許可の申			
請の受理等			
九十七 法第八十七条の三第			
\(\tau_1 \) \\ \(\tau_1 \) \ \(\tau_1	I II	1	

大項の規定による許可の申 請の受理等 九十八 法第八十七条の四に おいて準用する法第六条第 一項の規定による確認の申 請の受理等 九十九 法第八十七条の四に おいて準用する法第十八条 第二項の規定による通知の 受理等 百 法第八十八条第一項にお いて準用する法第六条第一 項の規定による確認の申請 の受理等 百一 法第八十八条第一項に おいて準用する法第十八条 第二項の規定による通知の 英里等 百二 法第八十八条第二項に おいて準用する法第六条第 一項の規定による確認の申 請の受理等 百三 法第八十八条第二項に おいて準用する法第十八条 第二項の規定による通知の 受理等 百四 法第八十八条第二項に おいて準用する法第四十八 条第一項ただし書の規定に よる許可の申請の受理等 百五 法第八十八条第二項に おいて準用する法第四十八 条第二項ただし書の規定に よる許可の申請の受理等 百六 法第八十八条第二項に おいて準用する法第四十八 条第三項ただし書の規定に よる許可の申請の受理等 百七 法第八十八条第二項に おいて準用する法第四十八 条第四項ただし書の規定に よる許可の申請の受理等 百八 法第八十八条第二項に おいて準用する法第四十八 条第五項ただし書の規定に

よる許可の申請の受理等	1 11 1		ĺ
括第八十八条第二項に 「30%計画の申請の受理等			
おいて準用する法第四十八同力、沿領ノーノ会第二項は			
条第六項ただし書の規定に対しまる対象の一人			
よる許可の申請の受理等			
百十 送第八十八条第二項に ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
おいて準用する法第四十八			
条第七項ただし書の規定に			
よる許可の申請の受理等			
百十一、 法第八十八条第二項			
において準用する法第四十			
人条第八項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
百十二 法第八十八条第二項			
において準用する法第四十			
八条第九項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
百十三 法第八十八条第二項			
において準用する法第四十			
人条第十項ただし書の規定			
による許可の申請の受理等			
百十四 法第八十八条第二項			
において準用する法第四十			
大条第十一項ただし書の規			
等定による許可の申請の受理			
百十五			
において準用する法第四十月。			
八条第十二項ただし書の規 とおいて近月できる現			
定による許可の申請の受理			
<u> </u>			
<u>百十六</u>			
において準用する法第四十			
人条第十三項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
鎌			
百十七 法第八十八条第二項			
において準用する法第四十			
人条第十四項ただし書の規			
定による許可の申請の受理			
**			
<u>————————————————————————————————————</u>			
において準用する法第五十			
許可の申請の受理等一条ただし書の規定による			

<u> </u>	
十十61 ~日十1	コーナンのコ〜四十二 路

(とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部改正)

改 正 後

を汝のように改正する。第三十二条 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例(平成十二年栃木県条例第三十四号)の一部

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 前

1 施設の利用料金の基準額 1 施 (1) 本館 (1)			並設	₹、第9条 ○利用料金 <i>0</i> 官 会議室等						
	計用 等間 公分	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで		F	川用 時間 公分	午前9時 から正午 ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで
第研修	1 室	2,500円	3, 350円	2,500円		第研修	1 室	2,460円	3, 290円	2,460円
第研修	2 室	3, 130円	4, 180円	3, 130円		第 研 修	2 室	3,080円	4,110円	3,080円
福祉研修	A	3,130円	4, 180円	3,130円		福祉	A	3,080円	4,110円	3,080円
室	В	2,500円	3,350円	2,500円		研修 室	В	2,460円	3,290円	2,460円
特 会 議	別室	2,500円	3,350円	2,500円		特会議	別室	2,460円	3,290円	2,460円
2 0 会議	1 室	1,250円	1,670円	1,250円		2 0 会議	1 室	1,230円	1,640円	1,230円
3 0 会議	1 室	1,560円	2,080円	1,560円		3 0 会議	1 室	1,540円	2,050円	1,540円
I					l					

4 0 1 会議室	1,560円	2,080円	1,560円
4 0 2 会議室	<u>1,250円</u>	1,670円	<u>1,250円</u>
4 0 3 会議室	<u>1,250円</u>	1,670円	<u>1,250円</u>
多目的ホール	9,420円	12,500円	9,420円
和 室	1,250円	1,670円	1,250円
調理実習室	1,560円	2,080円	1,560円

イ レクリエーション室 (ア) 専用利用の場合

١	∖ 利用			
	ト 時間			
	∖区分	午前9時	午後1時	午後6時
	\	から正午	から午後	から午後
	施設	まで	5 時まで	9 時まで
	区分			
	レクリ			
	エーショ	9 F00III	2 25011	9 F00III
	• -	<u>2,500円</u>	<u>3,350円</u>	<u>2,500円</u>
	ン室			

(1) 略

(2) 略

2 略

備考 略

4 0 1 会議室	1,540円	2,050円	1,540円
4 0 2 会議室	1,230円	1,640円	1,230円
4 0 3 会議室	1,230円	1,640円	1,230円
多目的ホール	9, 250円	12,300円	9, 250円
和 室	1,230円	1,640円	1,230円
調理実習室	1,540円	2,050円	1,540円

イ レクリエーション室 (ア) 専用利用の場合

利用時間区分施設区分	午前9時	午後1時	午後6時
	から正午	から午後	から午後
	ま で	5時まで	9時まで
レクリ エーショ ン 室	<u>2,460円</u>	<u>3, 290円</u>	<u>2, 460円</u>

(イ) 略

(2) 略

2 略

備考 略

別表1施設の利用料金の基準額の項の障害者スポーツセンターの表を次のように改める。

(2) 障害者スポーツセンター

ア アリーナ等

(ア) 専用利用の場合

	利	用時間区分	午前9時から正午	午後1時 から午後	午後5時 から午後	午後 7 時 から午後
施設区分			まで		7時まで	9時まで
7 11	+	全 面	3,800円	5,720円	3,810円	3,810円
/	7					

	半 面	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円
サウンドテーブルテ	ニス室1	1,250円	1,670円	830円	830円
サウンドテーブルテ	ニス室 2	1,250円	1,670円	830円	830円
観 覧 室 兼 多 目	的 室	1,900円	2,860円	1,900円	1,900円

(イ) 普通利用の場合

利用時間区分施設区分	単 位	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
アッ・ナ	高校生等以下(1 人1回につき)	220円	220円	220円
アリーナ	その他の者 (1人 1回につき)	430円	430円	430円
サウンドラーブルテーフ字 1	高校生等以下(1 人1回につき)	220円	220円	220円
サウンドテーブルテニス室 1	その他の者(1人 1回につき)	430円	430円	430円
	高校生等以下(1 人1回につき)	220円	220円	220円
サウンドテーブルテニス室 2	その他の者(1人 1回につき)	430円	430円	430円
	高校生等以下(1 人1回につき)	270円	270円	270円
トレーニングコーナー	その他の者 (1人 1回につき)	530円	530円	530円
细胞点光丸口北点	高校生等以下(1 人1回につき)	220円	220円	220円
観覧室兼多目的室	その他の者(1人 1回につき)	430円	430円	430円

イ 会議室

	利用時間区分				
施設区分		から正午まで		から午後 7時まで	
会認	、 室	1,560円	2,080円	1,030円	1,030円

(栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例の一部改正)

例第四十一号)の一部を次のように改正する。第三十三条 栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例(平成十二年栃木県条

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正 前
らない。	らない。
一治につき <u>千百五十円</u> を納付しなければな 第八条 研修宿泊施設を利用する者は、一人(使用料)	一治につき <u>千百三十円</u> を納付しなければな 第八条 研修宿泊施設を利用する者は、一人(使用料)

(とちざ青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

を吹のように改正する。第三十四条 とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第四号)の一部

改 正 後		· 公	4	
別表 (第2条、第9条関係) 1 施設の利用料金の基準額 (1) 研修室等	1	(第2条、第9条 施設の利用料金) 研修室等		
から正午から午後か	F後 6 時 から午後 0時まで 施設 区分	\	から午後	午後 6 時 から午後 10時まで
第 1 12,800円 17,100円 1	<u>7,100円</u> 第	1 修室 12,600円	16,800円	16,800円
第 2 <u>6,280円</u> <u>8,370円</u> 研修室	第	2 修室 6,170円	8, 220円	8,220円
第 3 6,280円 8,370円 3	8,370円 第 研	3 修室 6,170円	8, 220円	8, 220円

和	室	5,020円	6,700円	6,700円
第音楽	1 室	5, 960円	<u>7,950円</u>	<u>7,950円</u>
第音楽	2 室	4,700円	6, 280円	6, 280円
多目ホー	的ル	19,400円	25,900円	25,900円

(2) 調理室

施設	間	用時 区分		9時か 後2時 で		3時か 後8時 で
調	理	室	<u>8,</u>	900円	8	, 900円

(3) 宿泊室

施	設 区	分	基	準	額
宿	泊	室	1人1泊1	こつき	5,230円

2 略

備考

1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき6,480円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2 · 3 略

4 和室を宿泊のために利用する場合の 施設の利用料金の基準額は、利用者1 人1泊につき3,130円とする。

和室	4,930円	6,580円	<u>6,580円</u>
第 1音楽室	5,860円	7,810円	7,810円
第 2 音 楽 室	4,620円	6,170円	6,170円
多目的ホール	19,100円	25, 500円	25, 500円

(2) 調理室

施設		用時区分		9時か 後2時 で		3時か 後8時 で
調	理	室	<u>8,</u>	740円	<u>8</u> .	, 740円

(3) 宿泊室

施	設 区	分	基	準	額
宿	泊	室	1人1泊	こつき	5,140円

2 略

備考

1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設の利用料金の基準額は、30分につき6,370円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2 · 3 略

4 和室を宿泊のために利用する場合の 施設の利用料金の基準額は、利用者1 人1泊につき3,080円とする。

(栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部改正)

を汝のように改正する。第三十五条 栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例(平成十三年栃木県条例第六号)の一部

正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

	岁 归	溆				改 正	温
別表(第8条の2関係)					(第8	3条の2関係)	
	基準額〔1	人につき)		4	八	基準額(1人につき)
区分	普通利用券	年間利用券		区分		普通利用券	年間利用券
大 人	620円	2, 500円		大	人	<u>610</u> F	9 2,460円
小 人	<u>260円</u>	1,030円		小	人	<u>250 F</u>	<u>1,020円</u>
備考略	<u></u>			備者	等		

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

ナー号)の一部を次のように改正する。 第三十六条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例(平成十四年栃木県条例第六

松	田 後				为	当	
別表 (第3条、第1 1 施設使用料 (1) 栃木県産業 ア 多目的な	 技術センター	_		施言 (1) 木	3条、第1 设使用料 栃木県産業 多目的な	養技術センタ	_
利用時間区分施設区分	午前9時から正午まで	午後1時か ら午後5時 ま で	施	記設区分	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時か ら午後5時 ま で
多目的ホール	16,500円	22,000円	多	目的	ホール	16, 200円	21,600円
イ大型電池	皮暗室等			イ	大型電腦	皮暗室等	
施設区分	使用料(1甲	時間につき)	施	〕設	区 分	使用料(1月	寺間につき)
大型電波暗室		11,400円	大	:型電	波暗室		11,200円
シールドルーム		1,130円	シ	ール	ドルーム		1,110円
小型電波暗室		3,760円	小	型電	波暗室		3,700円

 高周波応用
 1,510円

 試験室
 2,340円

ウ略

- (2) 略
- (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

施	設	区	分	使用料	(1時間につき)
多	目的	ルー	- A		320円

2 · 3 略

備考

1 やむを得ない理由により多目的ホールを利用時間区分以外の時間(2の利用時間区分にわたって利用する場合の当該利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設使用料の額は、30分につき5,500円を超えない範囲で規則で定める額とする。

2 略

高周波応用 試験 室	1, 490円
半無響室	2,300円

ウ略

- (2) 略
- (3) 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

施設区分	使用料(1時間につき)
多目的ルーム	310円

2 · 3 略

備考

1 やむを得ない理由により多目的ホールを利用時間区分以外の時間(2の利用時間区分にわたって利用する場合の当該利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設使用料の額は、30分につき5,400円を超えない範囲で規則で定める額とする。

2 略

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第三十七条 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例(平成十五年栃木県条例第五十二

		改 下	後					改 厅	温 温	
別表 1 2	(第3 <i>9</i> 略 研修3	条、第10条图 室等	曷係)		另	削 表 1 2	(第3 <i>9</i> 略 研修3	条、第10条] 医等	뢷係)	
		基	準	額				基	準	額
区	分	から正午	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで		区	分	•	午後1時 から午後 5時まで	

大研修	§室	5,020円	6,700円	5,020円		大研修	多室	4,930円	6,580円	4,930円	
中研	1	1,880円	2,500円	1,880円		中研	1	1,850円	2,460円	1,850円	
修室	2	1,880円	2,500円	1,880円		修室	2	1,850円	2,460円	1,850円	
	1	1,250円	1,670円	1,250円			1	1,230円	1,640円	1,230円	
小研修室	2	1,250円	1,670円	1,250円		小研 修室	2	1,230円	1,640円	1,230円	
	3	1,250円	1,670円	1,250円			_		3	1,230円	1,640円
体 育	館	2,080円	2,610円	2,080円		体 育	館	2,050円	2,570円	2,050円	
体プラ	験ザ	2,080円	<u>2,610円</u>	2,080円		体プラ	験ザ	<u>2,050円</u>	<u>2,570円</u>	2,050円	
備考	略					備考	略				

(栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正)

ように改正する。第三十八条 栃木県牧場設置及び管理条例(平成十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次の

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

		改 正 後			改 正
別表(第11条関係)			別表(第11条関係)		
	区分	基準額(1日1頭につき)		区分	基準額(1日1頭につき)
	略			略	
	肉用牛	260円		肉用牛	250円

(栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例の一部改正)

例第四十七号)の一部を次のように改正する。第三十九条 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例(平成二十七年栃木県条

改 正 後	改 江 前

別表第1 (第4条、第12条関係)

1 英国大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料	の基準額
ギャラリー	1日につき	1,410円

2 イタリア大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の	基準額
ギャラリー	1日につき	920円

3 中禅寺湖畔ボートハウス

施設区分	施設利用料	の基準額
ギャラリー	1日につき	2,580円

別表第1 (第4条、第12条関係)

1 英国大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の	の基準額
ギャラリー	1日につき	1,390円

2 イタリア大使館別荘記念公園

施設区分	施設利用料の	の基準額
ギャラリー	1日につき	910円

3 中禅寺湖畔ボートハウス

施設区分	施設利用料の	り基準額
ギャラリー	1日につき	2,540円

の一部改正) (栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

る条例(平成三十年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。第四十条 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正す

正規定を次のように攻める。 郡」の次に「(財祗窩や邪へ。)」を加え、同部川運動施設の項の次に次のように加える改第一条のうち栃木県都市公園条例別表第一の1栃木県総合運動公園の部中「(1) | | | | | | | | | |

を加え、同部川運動施設の項の次に次のように加える。別表第一の1栃木県総合運動公園の部中「(1) 樋豐酥恕」の次に「(財祗窩や郛へ。)」

(2) 運動施設(武道館)

ア 個人使用の場合

施	設	名	単	位	使	用者		を用区	三分	午	前	午	後	夜	間
4=	决	上 為	1	_	高	校	生	以	下		210円		210円		210円
武	道	館	1	人	大				人		430円		430円		430円

イ 団体使用の場合

施設	名 等	使 用 区	分午	前	午 後	夜 間

				アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	8, 580円	12,800円	17, 100円	
			全	ポーツを 行う場合	入場料等を徴 収する場合	42,800円	64, 100円	85, 500円	
			面		入場料等を徴 収しない場合	51, 400円	77,000円	101,000円	
				スポック を 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	256,000円	385,000円	513,000円	
				アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	5, 720円	8, 550円	11, 400円	
		第1 道場	2	ポーツを行う場合	入場料等を徴 収する場合	28, 600円	42,700円	57,000円	
		第1道場	另 1 但 勿	3 面		入場料等を徴 収しない場合	34, 300円	51, 300円	68, 400円
				を 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	171,000円	256,000円	342,000円	
				アマチュ ア の ス ポーツを 行う場合	入場料等を徴 収しない場合	2,860円	4, 270円	5, 700円	
	武道館		1		入場料等を徴 収する場合	14, 200円	21, 300円	28, 500円	
			3 面		入場料等を徴 収しない場合	17, 100円	25, 600円	34, 200円	
				を行う	入場料等を徴 収する場合	85, 500円	128,000円	171,000円	
				アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	5,720円	8,640円	11,300円	
		第2道場	全	ポーツを行う場合	入場料等を徴 収する場合	28, 600円	43, 100円	56, 500円	
		714 - 7-2-701	面		入場料等を徴 収しない場合	34, 300円	51,800円	67,800円	

			入場料等を徴 収する場合	171,000円	258,000円	339,000円						
	易 —	アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	2,020円	3,040円	4, 050円						
弓道 場			ポーツを	コ [日][) [かた ユ /ii/.	10, 100円	15, 100円	20, 200円					
射場)										入場料等を徴 収しない場合	12, 100円	18, 200円
			入場料等を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円						

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前9時から午後1時までをいう。
 - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
 - (3) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を団体で使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数(その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数)があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 高校生以下が武道館を団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額及び2の 規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円 未満の端数(その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端 数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数)があるときは、当 該端数を切り捨てるものとする。

定を灰のように改める。第一条中栃木県都市公園条例別表第一の1栃木県総合運動公園の部別会議室の項の改正規

別表第一の1栃木県総合運動公園の部図会議室の項を汝のように改める。

(3) 会議室等

ア 陸上競技場等

使用区分施 設 名	午 前	午 後	1 日
陸上競技場会議室	3, 230円	4,030円	6,970円
野球場(本球場)会議室	1,330円	1,550円	2,680円

水 泳 場 会 議 室	1,330円	1,550円	2,680円
サッカー・ラグビー場会議室	1,330円	1,550円	2, 680円
テニスコート会議室	3,230円	4,030円	6, 970円

イ 武道館

(ア) 会議室

施	設名	使月	用区分	午 前	午 後	夜 間
会	議	室	1	3,230円	4,030円	4,030円
会	議	室	2	3, 230円	4,030円	4,030円
会	議	室	3	1,330円	1,550円	1,550円
会	議	室	4	1,330円	1,550円	1,550円

(イ) 師範室等

施	記	Ľ Ž	名	使	用	料
師	範	室	1	1時間につき		100円
師	範	室	2	1時間につき		100円
控			室	1時間につき		100円
役	員	控	室	1時間につき		100円

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時まで(武道館の会議室にあつては、午前9時から午後1時まで)をいう。
 - (2) 午後とは、午後零時から午後6時まで(武道館の会議室にあつては、午後1時から午後5時まで)をいう。
 - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。
 - (4) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 この表は、陸上競技場、野球場(本球場)、水泳場又はサッカー・ラグビー場を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合については適用しない。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館の会議室を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区

分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 4 高校生以下が武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び3の規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額並びに3及び4の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

ウ 武道館

(ア) 照明設備

設備名	 東用区分	全 点 灯	2 / 3 点灯	1 / 3 点灯
第1道場照明設備	1時間	310円	200円	100円
第2道場照明設備	1時間	200円	_	_
近的射場照明設備	1時間	20円		_

(イ) 照明設備以外の設備

設	偱	前	名	単位	使	用	料	備考
必 百	=Л. <i>[</i> #	出	第1道場		1 時	間につき	4,840円	_
冷房	設備	Ħ	第2道場		1時	間につき	1,410円	_
10% 〒	⇒n. <i>Ι</i> ±	#	第1道場		1時	間につき	5,550円	_
暖房	設備	Ħ	第2道場	_	1 時	間につき	1,770円	_
			第1道場	1回			5,610円	
放送	設備	莆	第2道場	1回			1,020円	翌日にわたつては使用する ことができない。
			近的射場	1回			1,020円	

第一条中栃木県都市公園条例別表第一の1栃木県総合運動公園の部は備品の項の改正規定

を炊のように改める。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部団備品の項を次のように改める。

(5) 備品

ア 武道館

H	品 目		使 用	料	備考
移動式	第1道場	-	1時間につき	250円	_
電光掲示板	第2道場	_	1時間につき	250円	_
	第1道場	1回		3,210円	
フロアシート	第2道場	1回		2,000円	翌日にわたつては使用する ことができない。
	近的射場	1回		50円	

イ その他の施設

品目	単	位	基準額又は 使 用 料	備考
コインロッカー	1	回	20円	翌日にわたつては利用し、又は使用することができない。

備考

- 1 高校生以下が武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除 して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該 端数を切り捨てるものとする。
- 2 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び1の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

室 三

(施行期日)

- 該各号に定める日から施行する。
 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
 - 一 第十条及び第四十条の規定 公布の日
 - 附則第三項の規定 平成三十一年四月一日二 第一条中栃木県手数料条例別表第一の二百七の項及び三百七十三の項の改正規定並びに
 - 百七十一の四の項までを加える改正規定 平成三十一年六月一日三 第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百七十一の項の次に四百七十一の三の項から四
 - 定、同表四百三十四の項の改正規定並びに同表四百五十五の三の項の次に四百五十五の三を加える改正規定、同表四百三十三の二の項の次に四百三十三の三の項を加える改正規の項の改正規定、同表四百三十一の項の次に四百三十一の二の項及び四百三十一の三の項四 第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百二十二の項、四百二十三の項及び四百二十五

四項の規定 規則で定める日の三の項から四百五十五の三の項から四百五十五の三の五の項までを加える改正規定並びに第三十一条及び附則第

五 第十一条の規定 平成三十一年七月一日

(手数料の改定に伴う経過措置)

- を除く。)に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。四百二十二の項、四百二十三の項、四百二十五の項及び四百三十四の項の上欄に掲げる事務(第一条の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第一の二百七の項、三百七十三の項、2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前に申請、依頼等がなされている事務
- る。事務に限る。) に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例によによる改正前の栃木県手数料条例別表第一の二百七の項及び三百七十三の項の上欄に掲げる3 附則第一項第二号に規定する規定の施行の日前に行われた事務又は試験等(第一条の規定
- 数料については、なお従前の例による。の項、四百三十四の項の上欄に掲げる事務に限る。) に係る栃木県手数料条例に規定する手による改正前の栃木県手数料条例別表第一の四百二十二の項、四百二十三の項、四百二十五 附則第一項第四号に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務(第一条の規定

(使用料の改定に伴う経過措置)

- ついては、なお従前の例による。 の森設置、管理及び使用料条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料に年自然の家設置、管理及び使用料条例、栃木県都市公園条例及び栃木県二十一世紀林業創造ら 施行日の前日から施行日にかけて栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例、栃木県立少
- る。使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例によ業技術センター設置、管理及び使用料条例に規定する施設等(前項の宿泊施設を除く。)をちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例、栃木県県営住宅条例及び栃木県産使用料条例、栃木県総合教育センター条例、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例、と園条例、栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例、栃木へリポート設置、管理及び使用料条例、栃木県都市公

(文書学事課)

栃木県条例第五号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第七号)の一部を次

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 正 改 띰 後 温 (行政財産の無償貸付又は減額貸付等) (行政財産である土地の無償貸付又は減額 貸付等) 第四条の二 行政財産である土地は、地方自 第四条の二 行政財産 は、地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下 治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下 「法」という。) <u>第二百三十八条の四第二</u> 「法」という。) 第二百三十八条の四第二 項第一号から第四号まで又は第三項(同条 項第二号の規定により、他の地方公共団体 貸し付けることができる。
自に限り、無償又は時価よりも低い価額で業の用に供する場合その他規則で定める場体において公用若しくは公共用又は公益事地方公共団体その他公共団体又は公共的団規定によりこれを貸し付ける場合は、他の第四項において準用する場合を含む。)の

又は規則で定める法人に貸し付けるときは

貸し付けることができる。 ・無償又は時価よりも低い価額で

22 器

22 容

室 三

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- よる。けについて適用し、同日前に申込みがされた行政財産の貸付けについては、なお従前の例に2 改正後の第四条の二の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがされる行政財産の貸付

(海五點)

栃木県条例第六号

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例

る。 栃木県民生委員定数条例(平成二十六年栃木県条例第五十八号)の一部を次のように改正す

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

とする。 ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域号) 第四条第一項の規定により、民生委員の民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八 とする。 ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域号) 第四条第一項の規定により、民生委員の民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八

盘	
祖 年	二百七十五人
戴 紀十	<u>□ </u>
盤	
小 日 日	ニ百九十八人
	百五十四人
大田原市	百四十七人

名 脚 干	二百七十四人
威 治卡	二百九人
盤	
수크 E	二百九十六人
	百五十一人
大田原市	百四十六人

	<u> </u>
那須塩原市	二百十四人
さくで市	<u></u>
盤	
河内郡上三川町	五十九人
盤	
塩谷郡高根沢町	五十三人
盤	

朱 板市	<u> </u>
那須塩原市	
さくら市	<u> </u>
盘	
河内郡上三川町	五十八人
2	
塩谷郡高根沢町	五十二人
盤	

温 宝

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第七号

健康長寿とちぎづくり推進条例及び栃木県がん対策推進条例の一部を改正する条例

(健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正)

第一条 健康長寿とちぎづくり推進条例(平成二十五年栃木県条例第七十号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

改 正 後	改 正 前
おける受動喫煙(<u>人が他人の喫煙によりた</u> 第十四条 県は、多数の者が利用する施設に(受動喫煙の防止等)	おける受動喫煙(室内又はこれに準ずる環第十四条 県は、多数の者が利用する施設に(受動喫煙の防止等)
じ。)の防止の徹底を図るらされることをいう。 次項において同ばこから発生した煙(蒸気を含む。) にさ	じ。)の防止の徹底を図るとともに、県民る ことをいう。 次項において同境において、他人のたばこの煙を吸わされ
さっち 略 ずるものとする。 ため、必要な施策を講	る・3 略 ずるものとする。 きる環境を整備するため、必要な施策を講が自らの意思で受動喫煙を避けることがで

(栃木県がん対策推進条例の一部改正)

第二条 栃木県がん対策推進条例(平成三十年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正す

 \mathcal{M}_{\circ}

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正 前
な施策を講ずるものとする。者等と連携し、狄に掲げる施策その他必要め、市町村、医療機関、医療保険者、事業第十二条 県は、がんの予防の推進を図るた(がんの予防の推進)	な施策を講ずるものとする。者等と連携し、次に掲げる施策その他必要め、市町村、医療機関、医療保険者、事業第十二条 県は、がんの予防の推進を図るた(がんの予防の推進)
ること。 ること。 らされることをいう。) の防止を促進すこから発生した煙(蒸気を含む。) にさ三 受動喫煙(人が他人の喫煙によりたば一略	ること。ること。

当 別

この条例は、公布の日から施行する。

(健康增進課)

栃木県条例第八号

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例

る。 栃木県安心こども基金条例(平成二十一年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正す

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 正 後	改
老	老
1 盤	口 鋆
2 この条例は、平成三十三年六月三十日	2 この条例は、平成三十二年三月三十一日
限り、その効力を失う。	限り、その効力を失う。

医 医

この条例は、公布の日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第九号

る条例県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正す

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例(平成二十四年栃木

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

(布設工事監督者の資格)

とおりとする。 十二条第二項の条例で定める資格は、次の**第四条** 法第三十一条において準用する法第

各技術上の実務に従事した経験を有する は、修了した後)、五年以上水道に関す 法による専門職大学の前期課程にあって に相当する課程を修めて卒業した後 (同 による専門学校において土木科又はこれ 学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) る専門職大学の前期課程を含むなは旧専門 と専門職大学の前期課程を含む。以下同 と専門職大学の前期課程を含む。以下同

图~ 化 图

(水道技術管理者の資格)

除く。) は、次のとおりとする。メートル以下である専用水道に係る資格をで定める資格(一日最大給水量が干立方において準用する法第十九条第三項の条例第五条 法第三十一条及び第三十四条第一項

に従事した経験を有する者では八年以上水道に関する技術上の実務四号に規定する学校を卒業した者についる専門職大学の前期課程にあっては、修した者については四年以上、同条第一号に規定する学校を卒業した者 (同法による)、同条第一号に規定する学校を卒業のては、修了な業した後 (学校教育法による専門理学、農学、医学若しくは薬学に関するする学校において土木工学以外の工学、第三号及び第四号に規定

111・目 盤

改 正 前

(布設工事監督者の資格)

とおりとする。 十二条第二項の条例で定める資格は、次の第四条 法第三十一条において準用する法第

三 学校教育法による短期大学

に相当する課程を修めて卒業した後による専門学校において土木科又はこれ学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは高等専門学校又は旧専門

者る技術上の実務に従事した経験を有する、五年以上水道に関す

图~代 密

(水道技術管理者の資格)

除く。) は、灰のとおりとする。メートル以下である専用水道に係る資格をで定める資格(一日最大給水量が干立方において準用する法第十九条第三項の条例第五条 法第三十一条及び第三十四条第一項

めて卒業した後 学科目又はこれらに相当する学科目を修理学、農学、医学若しくは薬学に関するする学校において土木工学以外の工学、二 前条第一号、第三号及び第四号に規定

に規定する学校を卒業した者した者については四年以上、同条第三号、同条第一号に規定する学校を卒業

に従事した経験を有する者ては八年以上水道に関する技術上の実務四号に規定する学校を卒業した者についについては六年以上、同条第

三・四略

2 法第三十四条第一項において準用する法 第十九条第三項の条例で定める資格(一日 最大給水量が干立方メートル以下である専 用水道に係る資格に限る。)は、汝のとお りかかる。

|・|| と

三 学校教育法による短期大学若しくは高 等専門学校又は旧専門学校令による専門 学校において土木科又はこれに相当する 課程を修めて卒業した後(同法による専 門職大学の前期課程にあっては、修了し た後)、二年六月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

四 绺

五 第一号、第三号及び前号に規定する学 校において土木工学以外の工学、理学、 農学、医学若しくは薬学に関する学科目 又はこれらに相当する学科目を修めて卒 業した後(学校教育法による専門職大学 の前期課程にあっては、修了した後)、 第一号に規定する学校を卒業した者につ いては二年以上、第三号に規定する学校 を卒業した者(同法による専門職大学の 前期課程にあっては、修了した者)につ いては三年以上、前号に規定する学校を 卒業した者については四年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有す る者

ボ・カ 奉

医 医

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(生活簡生課)

栀木県条例第十号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正 +vo.

改 正 後	改 圧 症
(所数)	((() () () () () () () () ()
第三条 学校職員の定数は、次のとおりとす	第三条 学校職員の定数は、汝のとおりとす
1∕0°°	ю°°

2 法第三十四条第一項において準用する法 第十九条第三項の条例で定める資格(一日 最大給水量が干立方メートル以下である専 用水道に係る資格に限る。)は、次のとお りかかる。

三 学校教育法による短期大学若しくは高 等専門学校又は旧専門学校令による専門 学校において土木科又はこれに相当する

課程を修めて卒業した後

―――、二年六月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

四 镕

五 第一号、第三号及び前号に規定する学 校において土木工学以外の工学、理学、 農学、医学若しくは薬学に関する学科目 又はこれらに相当する学科目を修めて卒

業した後

第一号に規定する学校を卒業した者につ いては二年以上、第三号に規定する学校

を卒業した者

どし

いては三年以上、前号に規定する学校を 卒業した者については四年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有す る者

长・七 奉

 20・30
 路

 1
 計
 1人、大五○人
 計
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1

医 医

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

正する。栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

致 正 後 牧 正 消 別表第3 (第9条の2、第9条の3関係) 別表第3 (第9条の2、第9条の3関係) 1 へき地学校等 1 へき地学校等 学 学 校 名 校 名 級別 級別 小 学 校 小 学 校 略 略 へき地 日光市立小来川小学校 | 略 へき地 | 日光市立小来川小学校 | 学校に 茂木町立逆川小学校 学校に | 茂木町立逆川小学校 準ずる 準ずる 茂木町立中川小学校 学校 佐野市立閑馬小学校 学校 佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校 佐野市立下彦間小学校 略 略 2 特別の地域に所在する学校 2 特別の地域に所在する学校 茂木町立中川小学校 大田原市立羽田小学校 大田原市立羽田小学校

室 三

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栀木県条例第十二号

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例を廃止する条例

る。
栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例(昭和五十六年栃木県条例第二十号)は、廃止す

温 波

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(産業政策課)

栀木県条例第十三号

栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

(設置)

金」という。) を設置する。の財源に充てるため、栃木県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金 (以下「基第一条 第七十七回国民体育大会及び第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費

(積立て)

- (ぎ里) 第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。
- なければならない。第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し
- (運用益金の処理) る 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
- のとする。第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するも

(躁똳運用)

- (処分)めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定
- する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。第大条 基金は、第七十七回国民体育大会及び第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に要

(帐任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

当 美

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(国体準備室)

彪木 県 火 県 大 県 大 民 の 明 十 日 の

栃木県県税条例等の一部を改正する等の条例

(栃木県県税条例の一部改正)

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(自動車取得税の納付の方法)	(自動車取得税の納付の方法)
第百二条の九 自動車取得税の納税義務者	第百二条の九 自動車取得税の納税義務者
は、自動車取得税額を納付する場合(当該	は、自動車取得税額を納付する場合(当該
自動車取得税額に係る延滞金額を納付する	自動車取得税額に係る延滞金額を納付する

場合を含む。) には、______

相当する現金を納付し動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に当該自動車取得税額(当該自動車取得税額(当該自

_ なければならない。

第百二条の十及び第百二条の十一 削除

(自動車税の徴収の方法)

第百十条 弱

- 22 容
- 付した後、当該自動車について第百十三条は、当該自動車税の額に相当する現金を納る自動車について自動車税を払い込むときる 自動車税の納税義務者は、前項に規定す

を受けなければならない。相当する金額を表示した納税証紙印の押印動車取得税額に係る延滞金額を含む。)にう。)により当該自動車取得税額(当該自証紙代金収納計器(以下「収納計器」とい書に、栃木県納税証紙に代わるものとして場合を含む。)には、申告書又は修正申告

- 関金を納けすることができる。
 に代えて納税証紙印の額面金額に相当する合には、収納計器による納税証紙印の押印務者は、次の各号のいずれかに該当する場別
 前項の規定にかかわらず、同項の納税義
 - 提出を行う場合る電子情報処理組織を使用して申告書のよる申請等)の規定により同項に規定する、第三条第一項(電子情報処理組織に続等における情報通信の技術の利用に関対第十三条(移転登録)の規定による関連送車両法第七条(新規登録の申請)組織による申請等)の規定により同項に五十一号)第三条第一項(電子情報処理組出は第1年)の規定により同項に対する。

(収納計器取扱者の指定)

者が行うものとする。収納計器の取扱いは、知事の指定を受けた第百二条の十 収納計器による押印その他の

(終税証統印の印影)

証紙印の印影は、規則で定める。|| 第百二条の十二 第百二条の九第一項の納税

(自動車税の徴収の方法)

꽮 压十条 器

- 22 容
- の規定により提出する申告書に、栃木県納は、当該自動車について第百十三条第一項る自動車について自動車税を払い込むときる 自動車税の納税義務者は、前項に規定す

_	

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百十一条 自動車税の納税義務者が行政手 続等における情報通信の技術の利用に関す る法律(平成十四年法律第百五十一号)第 三条第一項(電子情報処理組織による申請 等)の規定により同項に規定する電子情報 処理組織を使用して道路運送車両法第七条 (新規登録の申請) の規定による登録の申 請を行い、併せて栃木県行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する条例(平 成十六年栃木県条例第五号) 第三条第一項 (電子情報処理組織による申請等)の規定 により同項に規定する電子情報処理組織を 使用して第百十三条第一項の規定による申 告書の提出を行う場合には、前条第二項及 び第三項の規定にかかわらず、当該納税義 務者が当該登録の申請をした際に、当該登 録の申請に係る自動車に係る自動車税を法 随行規則第九条に規定する方法により徴収 することができる。

当する現金を納付することができる。の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相めた場合には、収納計器による納税証紙印い。ただし、知事がやむを得ないものと認た納税証紙印の押印を受けなければならな当該自動車税の額に相当する金額を表示し税証紙に代わるものとして収納計器により

押印について準用する。は、第三項の収納計器による納税証紙印の
「第百二条の十及び第百二条の十一の規定

(自動車税の徴収の方法の特例)

る情報通信の技術の利用に関する条例講を行い、併せて栃木県行政手続等におけ(新規登録の申請)の規定による登録の申処理組織を使用して道路運送車両法第七条等)の規定により同項に規定する電子情報三条第一項(電子情報処理組織による申請続等における情報通信の技術の利用に関す第百十一条 自動車税の納税義務者が行政于

第三条第一項

することができる。 施行規則第九条に規定する方法により徴収録の申請に係る自動車に係る自動車税を法務者が当該登録の申請をした際に、当該登び第三項の規定にかかわらず、当該納稅義告書の提出を行う場合には、前条第二項及使用して第百十三条第一項の規定による申により同項に規定する電子情報処理組織を(電子情報処理組織による申請等)の規定

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

部を吹のように改正する。第二条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第四十八号)の一

正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正 沛
第一条 略(栃木県県税条例の一部改正)	第一条 略 (栃木県県税条例の一部改正)
第九十七条第一号中「第百二条の十四第略	第九十七条第一号中「第百二条の十四第略

る。三項」を「第百五条の十第三項」」に改め

容

十一条を加える。 税」を「種別割」に改め、同条の次に次の第百五条の見出し及び同条中「自動車

(環境性能割の課税標準)

額」という。) とする。 条の十二第二項において「通常の取得価準)に規定する通常の取得価額(第百五法第百五十六条(環境性能割の課税標第百五条の二 頻境性能割の課税標準は、

(環境性能割の税率)

- の税率は、百分の一とする。のを除く。)に対して課する環境性能割おいて同じ。)の規定の適用を受けるもいて準用する場合を含む。以下この条に動車に対する環境性能割の非課税)にお(環境への負荷の低減に著しく資する自(法第百四十九条第一項(同条第二項(環境性能割の税率)に掲げる自動車等百五条の三、法第百五十七条第一項各号
- ことする。 して課する環境性能割の税率は、百分の規定の適用を受けるものを除く。) に対動車(法第百四十九条第一項及び前項のは、法第百五十七条第二項各号に掲げる自
- の三とする。対して課する環境性能割の税率は、百分定の適用を受ける自動車以外の自動車には、法第百四十九条第一項及び前二項の規

(環境性能割の徴収の方法)

は、申告納付の方法による。第百五条の四 環境性能割の徴収について

(環境性能割の申告納付)

しなければならない。に、その申告に係る環境性能劃額を納付に、その申告に係る環境性能劃額を納付定による申告書を知事に提出するととも条第一項(環境性能劃の申告納付)の規環境性能割の課稅標準額、環境性能劃額は、 労の各号に定める時又は日までに、は、次の各号に掲げる自動車の区分に応第百五条の五 環境性能割の納稅義務者

| 新規登録を受ける自動車 当該新規

る。三項」を「第百五条の十二第三項」に改め

容

<u>十三条</u>を加える。 税」を「種別割」に改め、同条の次に次の第百五条の見出し及び同条中「自動車

(環境性能割の課税標準)

額」という。) とする。 条の十四第二項において「通常の取得価準)に規定する通常の取得価額(第百五法第百五十六条(環境性能割の課税標第百五条の二 環境性能割の課税標準は、

(環境性能割の税率)

- の税率は、百分の一とする。の税率は、百分の一とする。のを除く。) に対して課する環境性能割ねいて順用する場合を含む。以下この条に動車に対する環境性能割の非課税) にお(環境への負荷の低減に著しく資する自(強衛性能割の税率)に掲げる自動車(環境性能割の税率)に掲げる自動車第百五条の三 法第百五十七条第一項各号
- ことする。 して課する環境性能割の税率は、百分の規定の適用を受けるものを除く。) に対動車(法第百四十九条第一項及び前項の2、法第百五十七条第二項各号に掲げる自
- の三とする。対して課する環境性能割の税率は、百分定の適用を受ける自動車以外の自動車に3 法第百四十九条第一項及び前二項の規

(環境性能割の徴収の方法)

は、申告納付の方法による。 第百五条の四 環境性能割の徴収について

- しなければならない。に、その申告に係る環境性能劃額を納付に、その申告に係る環境性能劃額を納付定による申告書を知事に提出するととも条第一項(環境性能劃の申告納付)の規環境性能劃の課稅標準額、環境性能劃額は、 法の各号に定める時又は日までに、は、 次の各号に掲げる自動車の区分に応第百五条の五 環境性能割の納稅義務者
 - | 新規登録を受ける自動車 当該新規

登録の時

- この号 転登録)の規定による移転登録(以下二 道路運送車両法第十三条第一項(移
 - 受けたときは、当該移転登録の時)過する日(その日前に当該移転登録をるべき事由があった日から十五日を経けるべき自動車 当該移転登録を受けにおいて「移転登録」という。)を受
- 時) 該記入を受けたときは、当該記入のら十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けるべき事由があった日か検査証の記入を受けるべき自動車 当構造等変更検査)の規定による自動車(自動車検査証の記載事項の変更及びで、道路運送車両法第六十七条第一項三 前二号に掲げる自動車以外の自動車
- を経過する日車 当該自動車の取得の日から十五日四 前三号に掲げる自動車以外の自動

(取得した自動車に関する報告)

ればならない。の規定による報告書を知事に提出しなけた十条第二項(環境性能割の申告納付)車について必要な事項を記載した法第百に、当該自動車の取得者が取得した自動に応じ、当該各号に定める時又は日までいて同じ。)は、前条各号に掲げる区分割の納稅義務者を除く。以下この条にお第百五条の大 自動車の取得者(環境性能

(環境性能割の納付の方法)

場合を含む。)には、関境性能割額に係る延滞金額を納付するは、環境性能割額を納付する場合(当該第百五条の七 環境性能割の納税義務者

む。) に相当する現金を納付し(当該環境性能割額に係る延滞金額を含当該環境性能割額

なければならない。

登録の時

- 受けたときは、当該移転登録の時)過する日(その日前に当該移転登録をるべき事由があった日から十五日を経けるべき自動車 当該移転登録を受けにおいて「移転登録」という。)を受この号及び第百五条の七第二項第一号転登録)の規定による移転登録(以下」 道路運送車両法第十三条第一項(移
- 時) 該記入を受けたときは、当該記入のら十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けるべき事由があった日か検査証の記入を受けるべき自動車 当構造等変更検査)の規定による自動車(自動車検査証の記載事項の変更及びで、道路運送車両法第六十七条第一項三 前二号に掲げる自動車以外の自動車
- を経過する日車 当該自動車の取得の日から十五日四 前三号に掲げる自動車以外の自動

(取得した自動車に関する報告)

ればならない。の規定による報告書を知事に提出しなけた十条第二項(環境性能割の申告納付)車について必要な事項を記載した法第百に、当該自動車の取得者が取得した自動に応じ、当該各号に定める時又は日までいて同じ。)は、前条各号に掲げる区分第百五条の大 自動車の取得者(環境性能

(環境性能割の納付の方法)

- 一般的の神印を受けなければならない。
 む。)に相当する金額を表示した納稅証(当該境性能劃額に係る延滞金額を含品)という。)により当該環境性能劃額付金收納計器(以下「収納計合を含む。)には、申告書又は修正申環境性能劃額に係る延滞金額を納付する場合、環境性能劃額を納付する場合(当該等)
- る場合には、収納計器による納税証紙印義務者は、次の各号のいずれかに該当する 前項の規定にかかわらず、同項の納税

(環境性能割の減免)

- できる。 して課する環境性能割を減免することがかに該当する場合には、当該自動車に対第百五条の人 知事は、次の各号のいずれ
 - 一月以内に災害により滅失した場合一 取得した自動車を当該取得の日から
 - を当該取得した者が支出した場合き金額を除く。汝項において同じ。)金、損害賠償金等により補塡されるべの一以上の額に相当する修繕費(保険損害を受け、当該自動車の価額の二分日から一月以内に発生した災害により
- に定める額とする。 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号る場合において減免すべき額は、次の各2 前項の規定により環境性能割を減免する
 - 性能割の全額一前項第一号に掲げる場合 当該環境
 - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げ

相当する現金を納付することができる。の押印に代えて納税証紙印の額面金額に

- 電子情報処理組織を使用して申告書の申請等)の規定により同項に規定する三条第一項(電子情報処理組織による例(平成十六年栃木県条例第五号)第分作報通信の技術の利用に関する条使用して新規登録又は移転登録の申請物理組織による申請等)の規定による電子情報処理組織を第百五十一号)第三条第一項(電子情別)の利用に関する法律(平成十四年法律「下政手続等における情報通信の技術
- むを得ないと認めた場合1 前号に掲げる場合のほか、知事がや

(収納計器取扱者の指定)

けた者が行うものとする。の収納計器の取扱いは、知事の指定を受算百五条の人 収納計器による押印その他

(納税証紙印の印影)

(景館生生) 1887年の 1887年の

(環境性能割の滅免)

- できる。 して課する環境性能割を減免することがかに該当する場合には、当該自動車に対第百五条の十 知事は、次の各号のいずれ
 - 一月以内に災害により滅失した場合一 取得した自動車を当該取得の日から
 - を当該取得した者が支出した場合き金額を除く。汝項において同じ。)金、損害賠償金等により補塡されるべの一以上の額に相当する修繕費(保険損害を受け、当該自動車の価額の二分日から一月以内に発生した災害により
- に定める額とする。 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号る場合において減免すべき額は、次の各3 前項の規定により環境性能割を減免する
 - 性能割の全額一 前項第一号に掲げる場合 当該環境
 - 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げ

める額る場合の区分に応じ、それぞれ次に定

- 二分の一を乗じて得た額である場合 当該環境性能割の額にイ 修繕費が価額の百分の八十五以上
- 得た頻環境性能割の額に三分の一を乗じて百分の八十五未満である場合 当該口 修繕費が価額の百分の六十五以上
- た額境性能割の額に四分の一を乗じて得分の六十五未満である場合・当該環外 修繕費が価額の百分の五十以上百
- 知事に提出しなければならない。ることを証する書類を添付して、これをを記載した申請書に同項の規定に該当すを受けようとする者は、次に掲げる事項3 第一項の規定により環境性能割の減免
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊録番号
 - 必要と認める事項三 前二号に掲げるもののほか、知事が
- 性能割を免除することができる。 れかに該当する自動車に対しては、環境第百五条の九 知事は、汝の各号のいず
 - の用に供する自動車急自動車又はへき地における巡回診療定する公的医療機関の開設者による救号)第三十一条(公的医療機関)に規一医療法(昭和二十三年法律第二百五
 - と認めるもの接専用する自動車で知事が必要がある三、消防専用自動車その他公益のため直
- らない。付して、これを知事に提出しなければな免除を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に定によりその税額を納付するときまで受けようとする者は、第百五条の五の規2 前項の規定により環境性能割の免除を
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊線番号
 - 三 免除を必要とする事由
 - 必要と認める事項四 前三号に掲げるもののほか、知事が

- める額ろ場合の区分に応じ、それぞれ次に定
- 二分の一を乗じて得た額である場合 当該環境性能割の額にイ 修繕費が価額の百分の八十五以上
- 得た額環境性能割の額に三分の一を乗じて百分の八十五未満である場合 当該口 修繕費が価額の百分の六十五以上
- た額境性能割の額に四分の一を乗じて得好の六十五未満である場合 当該環外 修繕費が価額の百分の五十以上百
- 知事に提出しなければならない。ることを証する書類を添付して、これをを記載した申請書に同項の規定に該当すを受けようとする者は、次に掲げる事項3 第一項の規定により環境性能割の減免
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊線審号
 - 必要と認める事項三 前二号に掲げるもののほか、知事が
- 性能割を免除することができる。 れかに該当する自動車に対しては、環境第百五条の十一 知事は、次の各号のいず
 - の用に供する自動車急自動車又はへき地における巡回診療定する公的医療機関の開設者による数号)第三十一条(公的医療機関)に規一医療法(昭和二十三年法律第二百五
 - と認めるもの接専用する自動車で知事が必要がある」 消防専用自動車その他公益のため直
- らない。付して、これを知事に提出しなければな免除を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に定によりその税額を納付するときまで受けようとする者は、第百五条の五の規2 前項の規定により環境性能割の免除を
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊録番号
 - 三 免除を必要とする事由
 - 必要と認める事項四 前三号に掲げるもののほか、知事が

- 性能割を免除することができる。れかに該当する自動車に対しては、環境第百五条の十 知事は、次の各号のいず
 - 身体障害者が取得したものう。) が専ら運転する自動車で、当該るもの (以下「身体障害者」とい」 身体に障害を有する者で規則で定め
 - 該常時介護する者が取得したもの又は当該生計を一にする者若しくは当が運転する自動車で、当該心身障害者又は当該心身障害者とは計談心身障害者と生計を一にする者めるものをいう。以下同じ。)のため神に著しい障害を有する者で規則で定すら心身障害者(身体障害者又は精
- は、同頃の規定は適用しない。の課税免除又は減免を受けている場合の課税免除又は減免を受けている場合軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割両法第三条(自動車の種別)に規定するうものとし、市町村において道路運送車は、心身障害者一人につき一台に限り行は、心身障害者一人につき一台に限り行い 前項の規定による環境性能割の免除
- ればならない。 その他規則で定める書類等を提示しなける自動車を運転する者に係る運転免許証 知事に提出するとともに、当該申請に保に、次に掲げる事項を記載した申請書を規定によりその税額を納付するときまで を受けようとする者は、第百五条の五の第一項の規定により環境性能割の免除
 - 一年度及び税額
 - 日一心身障害者の住所、氏名及び生年月
 - 号及び交付年月日並びにこれらを証する証明書の交付番三 障害名、障害の程度、障害の級別等
 - び当該心身障害者との関係四 自動車を運転する者の住所、氏名及
 - る場合にはその条件 運転免許の種類及び条件が付されてい五 当該運転免許証の番号、有効期限、
 - 六 自動車遊録番号
 - 必要と認める事項七 前各号に掲げるもののほか、知事が

第百五条の十一 知事は、構造上心身障害

- 性能割を免除することができる。 れかに該当する自動車に対しては、環境第百五条の十二 知事は、次の各号のいず
 - 身体障害者が取得したものう。) が専ら運転する自動車で、当該るもの (以下「身体障害者」とい」 身体に障害を有する者で規則で定め
 - 該常時介護する者が取得したもの又は当該生計を一にする者若しくは当が運転する自動車で、当該心身障害者又は当該心身障害者又は当該心身障害者と生計を一にする者のるものをいう。以下同じ。)のため神に著しい障害を有する者で規則で定理ら心身障害者(身体障害者又は精
- は、同項の規定は適用しない。の課税免除又は減免を受けている場合の課税免除又は減免を受けている場合軽自動車紀の環境性能割両法第三条(自動車の種別)に規定するうものとし、市町村において道路運送車は、心身障害者一人につき一台に限り行は、心身陣害者一人につき一台に限り行
- たばならない。 その他規則で定める書類等を提示しなける自動車を運転する者に係る運転免許証知するとともに、当該申請に係に、次に掲げる事項を記載した申請書を規定によりその税額を納付するときまでを受けようとする者は、第百五条の五の第 第一項の規定により環境性能割の免除
 - 一年度及び税額
 - 日一心身障害者の住所、氏名及び生年月
 - 号及び交付年月日並びにこれらを証する証明書の交付番三 障害名、障害の程度、障害の級別等
 - び当該心身障害者との関係四 自動車を運転する者の住所、氏名及
 - る場合にはその条件 運転免許の種類及び条件が付されてい五 当該運転免許証の番号、有効期限、
 - 六 自動車登録番号
 - 必要と認める事項七 前各号に掲げるもののほか、知事が

第百五条の十三 知事は、構造上心身障害

- ることができる。く。)に対しては、環境性能割を免除す(前条第一項各号に規定する自動車を除専ら当該用途に供されると認めるもの者の利用に供するための自動車のうち、
- らない。付して、これを知事に提出しなければな免除を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に定によりその税額を納付するときまで受けようとする者は、第百五条の五の規2 前項の規定により環境性能割の免除を
 - 一年度及び税額
 - 11 自動車遊碌審号
 - 三構造変更の内容
 - 四 免除を必要とする事由
 - 必要と認める事項 正 前各号に掲げるもののほか、知事が
- る。
 に規定する自動車を除く。) に対してに規定する自動車を除く。) に対して(第百五条の十第一項) 及び前条第一項の構造変更がなされた営業用の自動車もの又は専ら身体障害者が運転するため害者以外の者の利用にも併せて供される著百五条の十二 知事は、構造上心身障害
- る。の税率を乗じて得た額に相当する額とすの税率を乗じて得た額に相当する額とすけた金額に当該自動車に係る環境性能割体障害者が運転するための構造変更に要者の利用に供するための構造変更又は身動車の通常の取得価額のうち、心身障害る場合において減額すべき額は、当該自は 前項の規定により環境性能割を減額す
- らない。付して、これを知事に提出しなければなば額を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に規定によりその税額を納付するときまでを受けようとする者は、第百五条の五の第二項の規定により環境性能割の減額
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊録番号
 - 三情造変更の内容

- ることができる。 く。) に対しては、環境性能割を免除す(前条第一項各号に規定する自動車を除車ら当該用途に供されると認めるもの者の利用に供するための自動車のうち、
- らない。付して、これを知事に提出しなければな免除を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に定によりその税額を納付するときまで受けようとする者は、第百五条の五の規2 前項の規定により環境性能割の免除を
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車強線審号
 - 三 構造変更の内容
 - 四 免除を必要とする事由
 - 必要と認める事項正 前各号に掲げるもののほか、知事が
- は、環境性能割を滅額することができに規定する自動車を除く。)に対して(第百五条の十二第一項及び前条第一項の関告変更がなされた営業用の自動車もの又は専ら身体障害者が運転するため害者以外の者の利用にも併せて供される著の利用に供するための自動車で心身障第百五条の十四 知事は、構造上心身障害
- る。の税率を乗じて得た額に相当する額とすした金額に当該自動車に係る環境性能割体障害者が運転するための構造変更に要者の利用に供するための構造変更又は身動車の通常の取得価額のうち、心身障害る場合において減額すべき額は、当該自さ 前項の規定により環境性能割を減額す
- らない。 付して、これを知事に提出しなければな滅額を必要とする事由を証する書類を添に、次に掲げる事項を記載した申請書に規定によりその税額を納付するときまでを受けようとする者は、第百五条の五の第 第一項の規定により環境性能割の減額
 - 一年度及び税額
 - 二 自動車遊録番号
 - 三 構造変更の内容

- 四 構造変更に要した金額
- 五 減額を必要とする事由
- 必要と認める事項大 前各号に掲げるもののほか、知事が

容

中「自動車税」を「種別割」に「同項の」を削り、同条第三項及び第四項に、「自動車税」を「種別割」に改め、請)の規定による登録」を「新規登録」中「道路運送車両法第七条(新規登録の申第目を「種別割」に改め、同条第二項第百十条の見出し及び同条第一項中「自

改める。

密

第二条 型深

金三

(插行期日)

の規定は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び第六条第一条 この条例は、平成三十一年十月一日

から施行す

 \mathcal{M}_{\circ}

- 四 構造変更に要した金額
- 五 減額を必要とする事由
- 必要と認める事項大 前各号に掲げるもののほか、知事が

容

「ごなる。 第五項中「第百五条の人及び第百五条の九」 中「自動車税」を「種別割」に<u>改め、同条で同項の」を削り、同条第三項及び第四項に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項及び第四項語)の規定による登録」を「新規登録」中「道路運送車両法第七条(新規登録の申集社」を「種別割」に改め、同条第二項</u>

盎

(栃木県特別会計設置条例の一部改正)

に改正する。 九年栃木県条例第三号)の一部を次のよう第三条 栃木県特別会計設置条例(昭和三十

め、「自動車取得税及び」を削る。「栃木県自動車稅納稅証紙幹別会計」に改取得稅、自動車稅納稅証紙特別会計」を改得稅、自動車稅納稅証紙特別会計」を稅納稅証紙特別会計の項中「栃木県自動車第二条の表栃木県自動車取得稅、自動車

温 宝

(福行財日)

る。 の規定は平成三十二年四月一日から施行すの規定は公布の日から、附則第六条第三項から施行する。ただし、第五条及び第六条第一条 この条例は、平成三十一年十月一日

う経過措置)(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴

条例等の一部を改正する条例(平成二十八税」とあるのは、「自動車稅(栃木県県稅事業の内容又は設置の理由の欄中「自動車の表栃木県自動車稅納稅証紙特別会計の項は、当分の間、新特別会計設置条例第二条条例」という。)の規定の適用について特別会計設置条例(以下「新特別会計設置業別(以下「新特別会計設置業別(以下「新特別会計設置

同じ。)」とする。自動車取得稅を含む。以下この項において定によりなお従前の例によることとされる年栃木県条例第四十八号)附則第四条の規

- 平成三十一年十月一日から平成三十二年 三月三十一日までの間における新特別会計 設置条例の規定の適用については、前項の 規定にかかわらず、新特別会計設置条例第 二条の表栃木県自動車税納税証紙特別会計 の項中「栃木県自動車税納税証紙特別会 計」とあるのは「栃木県自動車取得税・自 動車税納税証紙特別会計」と、「自動車税 に」とあるのは「自動車取得税(栃木県県 税条例等の一部を改正する条例(平成二十 八年栃木県条例第四十八号) 附則第四条の 規定によりなお従前の例によることとされ る自動車取得税を含む。以下この項におい て同じ。) 及び自動車税に」と、「自動車 税納税証紙収入」とあるのは「自動車取得 税及び自動車税納税証紙収入」と、「自動 車税として」とあるのは「自動車取得税及 び自動車税として」とする。
- 条例の規定の例による。
 より読み替えて適用される新特別会計設置支出並びに決算に関しては、前項の規定に特別会計に係る平成三十一年度の収入及び関析集別会計に係る平成三十一年度の収入及び

第六条~第九条 略

(栃木県特別会計設置条例の一部改正)

する。第三条 栃木県特別会計設置条例(昭和三十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 川 ء
りとする。 置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとお第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設(特別会計の名称等)	りとする。置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとお第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設(特別会計の名称等)
名称は設置の理由歳入歳出事業の内容又	名称は設置の理由歳入歳出事業の内容又

盤					智			
明会計 等事業 超先行 初十八 表十 具	盘	路	路		別 得 推 告 崇 非 未 未 未 本 生 本 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由	盤	盘	器
					会 記 車 税 動 栃 計 紙 税 ・ 車 木 特 約 自 取 県 別 税 動 得 負 自	確 5 8 票 8 2 8 C D D 日	紙 約 動 及 取 自 収 税 車 び 得 動 入 証 税 自 税 車	出会のと動及取自 金計一し車び得動 繰般で飛自税
盤	盗				2			

(栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の廃止)

木県条例第五十一号)は、廃止する。第四条 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃

密 副

(桶行期日)

頃の規定は、公布の日から施行する。1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び附則第三

(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

ず、なお従前の例による。 に決算に関しては、第三条の規定による改正後の栃木県特別会計設置条例の規定にかかわらり 栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計に係る平成三十年度の収入及び支出並び

(栃木県温疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。3 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第三十三

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 出		
祝免除) (製造の事業等を行う者に対する県税の課	祝免除) (製造の事業等を行う者に対する県税の課		
	第二条 知事は、過疎地域内において過疎地		

という。)を新設し、又は増設した者する特別償却設備(以下「特別償却設備」「省令」という。)第一条第一号イに規定自治省令第二十号。以下この条において用される場合等を定める省令(平成十二年の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適域自立促進特別措置法第三十一条の地方税

る課税を免除することができる。各号に掲げる県税について当該各号に定め

| ~|| と

各課稅を免除することができる。 各号に掲げる県稅について当該各号に定め 規免除を受けた者を除く。) に対し、次の 県条例第五十二号) の規定により県稅の課 大県低開発地域工業開発地区における県稅 する特別償却設備(以下「特別償却設備」 「省令」という。) 第一条第一号イに規定 目治省令第二十号。以下この条において 用される場合等を定める省令(平成十二年 所出される場合等を定める省令(平成十二年 所出立促進特別措置法第三十一条の地方稅 域自立促進特別措置法第三十一条の地方稅

| ~|| と

(稅務課)

栃木県条例第十五号

栃木県東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例

る。
栃木県東日本大震災復興推進基金条例(平成二十三年栃木県条例第三十五号)は、廃止す

当 別

この条例は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

栃木県条例第十六号

栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

る。 栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第四号)は、廃止す

当 当

この条例は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

号)の全部を改正する。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十七

(顧加)

する。四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものと第一条、この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第

(治義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第五条に定めるものを除くほ

よる。「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところにか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下

(非常災害対策)

- らない。る者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければなう。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入所している者の特性等を踏まえ、入所してい第四条 児童福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」とい
- 員、入所している者等に周知しなければならない。 連携並びに入所している者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職2 児童福祉施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との
- 設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。3 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を
- らない。

 4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければな
- らない。 5 児童福祉施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければな

(人権の擁護等に関する措置)

置を講ずるよう努めなければならない。その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置

(規則への委任)

第大条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

温波

(福仁型口)

- (指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)u この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。2 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年2

正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後

改 正 前

(従業者及びその員数)

- 及びその員数は、次のとおりとする。この条において同じ。) に置くべき従業者発達支援センターであるものを除く。以下定児童発達支援事業所」という。) (児童う。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定児童発達支援事業者」とい第大条 指定児童発達支援の事業を行う者
 - 今第六十三号。以下「児童福祉施設基運営に関する基準(昭和二十三年厚生省」児童指導員(児童福祉施設の設備及び

(従業者及びその員数)

- 及びその員数は、次のとおりとする。この条において同じ。) に置くべき従業者発達支援センターであるものを除く。以下定児童発達支援事業所」という。) (児童う。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定児童発達支援事業者」とい第大条 指定児童発達支援の事業を行う者
 - 十五年栃木県条例第二十七号。以下「児運営に関する基準を定める条例(平成二児直指導員(児童福祉施設の設備及び

準」という。) 第二十一条第六項

に規定する児童指導員をい う。以下同じ。)、保育士又は障害福祉 サービス経験者(学校教育法(昭和二十 二年法律第二十六号)の規定による高等 学校若しくは中等教育学校を卒業した 者、同法第九十条第二項の規定により大 学への入学を認められた者若しくは通常 の課程による十二年の学校教育を修了し た者(通常の課程以外の課程によりこれ に相当する学校教育を修了した者を含 む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以 上の資格を有すると認定した者であっ て、二年以上障害福祉サービスの事業に 従事したものをいう。以下同じ。) 指 定児童発達支援の単位ごとに、その提供 を行う時間帯を通じて車ら当該指定児童 発達支援の提供に当たる児童指導員、保 育士又は障害福祉サービス経験者の合計 数が、汝に掲げる障害児の数の区分に応 じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 容

童発達支援管理責任者をいう。以下同設基準第四十九条第一項 に規定する児 児童発達支援管理責任者 (児童福祉施

じ。) | 人以上

ひ~~ 唇

童福祉施設基準条例」という。)第二十 九条第六項に規定する児童指導員をい う。以下同じ。)、保育士又は障害福祉 サービス経験者(学校教育法(昭和二十 二年法律第二十六号)の規定による高等 学校若しくは中等教育学校を卒業した 者、同法第九十条第二項の規定により大 学への入学を認められた者若しくは通常 の課程による十二年の学校教育を修了し た者(通常の課程以外の課程によりこれ に相当する学校教育を修了した者を含 む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以 上の資格を有すると認定した者であっ て、二年以上障害福祉サービスの事業に 従事したものをいう。以下同じ。) 指 定児童発達支援の単位ごとに、その提供 を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童 発達支援の提供に当たる児童指導員、保 育士又は障害福祉サービス経験者の合計 数が、汝に掲げる障害児の数の区分に応 じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 路

童発達支援管理責任者をいう。以下同設基準条例第七十条第一項に規定する児」 児童発達支援管理責任者(児童福祉施

じ。) | 人以上

ひ~~ 器

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

栃木県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。3 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後

改 正 清

第五号の調理員を置かないことができる。する指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託せる指定福祉型障害児入所施設にあってはる。ただし、四十人以下の障害児を入所さき従業者及びその員数は、次のとおりとす第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべ

三、児童指導員(児童福祉施設の設備及び

第五号の調理員を置かないことができる。する指定福祉型障害児人所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託せる指定福祉型障害児入所施設にあってはる。ただし、四十人以下の障害児を入所さき従業者及びその員数は、次のとおりとす第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべ

|・|| と

三、児童指導員(児童福祉施設の設備及び

う。以下同じ。) 及び保育士 次のとおう。以下同じ。) 及び保育士 次のとおに規定する児童指導員をい準」という。) 第二十一条第六項令第六十三号。以下「児童福祉施設基運営に関する基準(昭和二十三年厚生省

回•压 略

じ。) 一人以上童発達支援管理責任者をいう。以下同識基準第四十九条第一項 に規定する児内 児童発達支援管理責任者 (児童福祉施

2・6 容

りとすること。う。以下同じ。)及び保育士 次のとお九条第六項に規定する児童指導員をい童福祉施設基準条例」という。)第二十十五年栃木県条例第二十七号。以下「児運営に関する基準を定める条例(平成二

~~く 魯

回•压 略

じ。) 一人以上童発達支援管理責任者をいう。以下同識基準条例第七十条第一項に規定する児大 児童発達支援管理責任者(児童福祉施

20・20 容

(こども政策課)

栃木県条例第十八号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

る。 栃木県議会委員会条例(昭和三十七年栃木県条例第二十二号)の一部を次のように改正す

する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 正 後	改 正 前
体・障害者スポーツ大会局」とする。 管理部」とあるのは、「経営管理部、国定の適用については、同条第一号中「経営三月三十一日までの間における第二条の規は、平成三十一年四月一日から平成三十五年附 副	1 3 8 四

室 室

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(繼会事務局)